

ウェスト・ヴァージニア州北部地区連邦 地方裁判所における民事司法改革の評価(1) —連邦司法センターによる「和解週間」の 評価を中心として—

小 松 良 正

- A. 序論
- B. 裁判所及びデモンストレーション計画の概要（以上、本号）
- C. 裁判所におけるデモンストレーション計画の効果（以下、次号）
- D. わが国に与える示唆

A. 序論

2001年6月に公表された政府の司法制度改革審議会の意見書は、司法制度改革の中の1項目として、裁判外の紛争解決手段（Alternative Dispute Resolution；ADR）の拡充・活性化を取り上げた⁽¹⁾。司法制度改革推進計画も、これを受けて、ADRの拡充・活性化を検討項目の一つとして掲げ、その方策として「関係機関等の連携強化の促進」と「共通的な制度基盤の整備」を挙げた⁽²⁾。後者は、①国際的動向を見つつ、仲裁法制（国際商事仲裁を含む。）を整備すること、②総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも2004年3月までに、所要の措置を講ずること、および③隣接法律専門職種など法曹以外の専門家のADRにおける活用等について必

(1) 司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』35頁以下（2001年6月12日）。

(2) 司法制度改革推進計画・II（国民の期待に応える司法制度の構築）・第一（民事司法制度の改革）・8（裁判外の紛争解決手段の拡充・活性化）。

要な対応を行うこと、をその内容としている⁽³⁾。このうち、総合的なADRの制度基盤の整備については、2001年12月にADR検討会が設置され、翌年2月5日の第一回検討会からこれまでに20回の会合を通して、総合的なADRの制度基盤を整備するために必要な方策について、詳細な検討が行われてきた。そして、2003年7月、司法制度改革推進本部は、各界に広く意見を求めるため、ADR検討会のこれまでの検討状況等を公表した⁽⁴⁾。その後、各界からの意見を踏まえて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案が、2004年の通常国会(第159回国会)に提出され、同年の臨時国会において可決成立するに至っている⁽⁵⁾。

これに対して、アメリカ合衆国では、すでに1990年に民事裁判における遅延と費用の減少を目的とした民事司法改革法(Civil Justice Reform Act of 1990)が成立した⁽⁶⁾。この法律は、上述の目的を達成するための方策として、類型別事件管理、裁判所による早期の事件管理、ディスカヴァリの管理、および代替的紛争解決(ADR)の諸方策を実験的に行うことを各連邦裁判所に義務付け、各連邦裁判所において民事訴訟の遅延と費用を減少させるための多くの実験的な方策が

(3) 司法制度改革推進計画・前掲注(2)参照。なお、このような中で、2003年7月には新仲裁法(平成15年法律第138号)が成立した。

(4) 司法制度改革推進本部事務局『総合的なADRの制度基盤の整備について—ADR検討会におけるこれまでの検討状況等—』1頁以下(2003年7月)。

(5) 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第151号)を参照。この法律は全5章からなり、そのうち第2章は、認証紛争解決手続の業務、第3章は認証紛争解決手続の利用に係る特例を定める。このうち、後者については、第1に、認証紛争解決手続に時効中断効を付与し、当該認証紛争解決手続における請求時に、訴えの提起があったものとみなしている(25条1項)。第2に、当事者間に訴訟が係属する場合に、当該紛争について認証紛争解決手続が実施されている等のときは、受訴裁判所は、当事者の共同の申立てがあるときは、4月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができるとする(26条1項)。第3に、民事調停法及び家事審判法上の調停前置主義の適用を受ける事件について、認証紛争解決手続が実施されかつ和解が成立しなかったときは、調停前置主義の適用を受けないものとしている(27条)。なお、早川吉尚=山田文=濱野亮編『ADRの基本的視座』1頁以下(信山社、2004年)は、わが国におけるADRの位置付けや現在の議論状況を詳細に検討しており、示唆に富む。

(6) See Judicial Improvements Act of 1990, tit.I, Pub.L.No.101-650, 104 Stat.5098(as amended Pub.L.No.104-317, §608, Oct.19, 110 Stat.3860).民事司法改革法の成立過程とその内容に関する詳細な研究として、大村雅彦「米国における民事裁判の現況と改革の動向—民事裁判改革法を中心として—」国際商事法務21巻5号517頁、6号683頁、7号833頁(1993年)を参照。

実施された⁽⁷⁾。民事司法改革法は、以上の方策の有効性を検証するため、これらの連邦裁判所のうち10の裁判所をパイロット地区に指定した⁽⁸⁾。他方、改革法は、上述の方策につきすでに一定の実績を有していた五つの裁判所をデモンストレーション地区に指定したが、これは、これらの方策を実施しようとする他の裁判所に対して模範を提供することを意図したものであった⁽⁹⁾。そして、前者については、RAND 民事司法研究所 (RAND Institute for Civil Justice) が⁽¹⁰⁾、また後者については、連邦司法センター (Federal Judicial Center) が、その運用状況についての調査結果を合衆国司法会議 (Judicial Conference of the U. S.) に報告することを義務付けられた⁽¹¹⁾。

本稿で紹介するウェスト・ヴァージニア州北部地区連邦地方裁判所は、民事司法改革法によりデモンストレーション地区に指定された裁判所の一つであり、カリフォルニア州北部地区およびミズーリ州西部地区の各連邦地方裁判所とともに、代替的紛争解決方式を含めた、民事訴訟における費用を節約し訴訟遅延を解消するための方策を試みるべきものとされた⁽¹²⁾。ウェストヴァージニア州北部地区では、民事司法改革法の施行以前から、一定期間を区切り、提訴されたすべて

(7) これらの方策について、拙稿「アメリカ合衆国における民事司法改革法の評価」国土館法学30号129頁以下(1998年)を参照。

(8) See Judicial Improvements Act of 1990, tit.I, Pub.L.No.101-650, §105(a), (b), 104 Stat. 5098(as amended Pub.L.No.104-317, §608, Oct.19, 110 Stat.3860).

(9) See Judicial Improvements Act of 1990, tit.I, Pub.L.No.101-650, §104(a), 104 Stat.5098(as amended Pub.L.No.104-317, §608, Oct.19, 110 Stat.3860).

(10) See JAMES S. KAKALIK ET. AL., AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT(RAND Institute for Civil Justice, 1996); JAMES S. KAKALIK ET. AL., IMPLEMENTATION OF THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT IN PILOT AND COMPARATIVE DISTRICTS (RAND Institute for Civil Justice,1996); JAMES S. KAKALIK ET. AL., AN EVALUATION OF MEDIATION AND EARLY NEUTRAL EVALUATION UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT (RAND Institute for Civil Justice, 1996).

(11) DONNA STIENSTRA ET.AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT. A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 255(FJC 1997).合衆国司法会議は、これらの調査報告に基づき、1997年5月に連邦議会に対して最終報告書を提出した。See JUDICIAL CONFERENCE OF THE UNITED STATES, THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 FINAL REPORT, ALTERNATIVE PROPOSALS FOR REDUCTION OF COST AND DELAY ASSESSMENT OF PRINCIPLES, GUIDELINES & TECHNIQUES(1997), *reprinted in* 175 F.R.D.62(1997) [hereinafter JUDICIAL CONFERENCE REPORT].合衆国司法会議の最終報告書の概要については、拙稿・前掲注(7)国土館法学30号172頁以下を参照。

の民事訴訟事件について、原則として和解を目的とした調停手続を経ることを当事者に義務付ける、提訴後の訴訟内調停前置を内容とした和解週間 (Settlement Week) の制度が実施されており、他の連邦裁判所にはみられない特色ある制度となっている¹²⁾。そこで、本稿では、この和解週間制度を調査した連邦司法センターの報告に従い¹⁴⁾、まず第一に、ウェストヴァージニア州北部地区連邦地裁およびデモンストレーション計画の概要を述べ、第二に、同地裁におけるデモンストレーション計画の効果に触れ、最後に、同地裁における和解週間計画がわが国の民事訴訟制度に与える示唆について検討することにする¹⁵⁾。

B. 裁判所およびデモンストレーション計画の概要

本節では、ウェスト・ヴァージニア州北部地区連邦地裁が採用したデモンストレーション計画の概要を述べることとする。まず第1に、裁判所における司法資源と取扱訴訟件数について概観し、次に、和解週間 (settlement week) を設計し、実行しかつ適用するために、裁判所がとった手段について論じることとする。

12) カリフォルニア州北部地区連邦地裁については、拙稿「カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価—連邦司法センターによるADR及びマルチ・オプション計画の評価を中心として—」国士館法学32号1頁(2000年)、ミズーリ州西部地区連邦地裁については、同「ミズーリ州西部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価(1)—連邦司法センターによる早期評価計画の評価を中心として—」国士館大学比較法制研究26号1頁(2003)を参照。

13) See LOCAL RULES OF CIVIL PROCEDURE 16.06 OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF WEST VIRGINIA(2003).

14) DONNA STIENSTRA ET. AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT. A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 255(FJC 1997).

15) このような状況の下、アメリカでは、1998年に、各連邦裁判所が、その地方規則に基づいて、すべての民事訴訟の当事者に対して、訴訟の適切な段階でADRの利用を検討するよう求めなければならないことを内容とした連邦ADR法 (Alternative Dispute Resolution Act of 1998) が制定された。また、2000年には、すべての連邦裁判所が、原則として初期ディスクロージャー (初期必要的開示) を実施すべきこと等を内容とした連邦民事訴訟規則26条の改正が行われるに至っている。2000年の連邦民事訴訟規則26条におけるディスクロージャーの改正等について、笠井正俊「アメリカの民事訴訟における2000年のディスカヴァリ制度改正をめぐって」『新堂古希(下)』3頁以下(2001年)を参照。

1. 裁判所の概要

デモンストレーション計画の実行とその効果を理解するためには、以下のよう
な裁判所におけるいくつかの特徴が注目される。すなわち、裁判所の規模が小さ
いこと、刑事事件の処理件数が、デモンストレーション計画実施前は高かった
が、実施後は減少したこと、およびデモンストレーション期間中における裁判官
側の変更、である¹⁶⁾。

(1) 場所および司法資源

ウェスト・ヴァージニア州北部地区は小規模の裁判所であり、Wheeling に本
部を置き、三ヶ所に支部を有する。主たる書記官事務所は、Wheeling に置かれ
ている。

裁判所には正式な三名の裁判官職があり、そのうちの第三番目の裁判官職は、
1990年の民事司法改革法により創設され、1992年9月に充足された。また、裁判
所には一名の常勤のマジストレイト裁判官と、二名の非常勤のマジストレイト裁
判官、および二名のシニア・ジャッジがおり、シニア・ジャッジのうち一名は、
前首席裁判官であり、1995年の夏期にシニア・ステイタスを獲得した。その時点
において空席となった裁判官職は、1996年の夏期まで充足されなかった。さら
に、現役裁判官の1人が1993年の間病気となり、十分な事件処理の職責を果たす
ことができなかった。したがって、デモンストレーション期間中、新たな裁判官
職の充足、新たな首席裁判官、およびシニア・ステイタスに変更となった裁判官
(その地位は、直ちには充足されなかった)という、裁判官側での少なからぬ変
更があった。前首席裁判官は、民事取扱件数のおよそ80%を担当し続け、もう1
人のシニア・ジャッジは、刑事事件および、民事取扱件数のおよそ25%を担当し
ている¹⁷⁾。

(2) 取扱件数の規模及び種類

デモンストレーション計画に至るまでの4年間、北部地区における民事事件の

(16) DONNA STIENSTRA ET. AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT AD-
MINISTRATION AND CASE MANAGEMENT. A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ES-
TABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 257(FJC 1997).

(17) *Ibid.*

提起数は比較的一定していた一方、刑事重罪事件の提起数は、85会計年から90会計年の間にほぼ2倍になった。諮問グループの報告書は、実際、1990年においてこの地区が1裁判官あたりの刑事事件提訴数で94地区のうち第9位であったが、1裁判官あたりの民事事件提訴数では78位であった、と指摘した。1985年から1990年までの1裁判官あたりの係属事件数は、年間約500件から750件に及び、1裁判官あたりの終結数は、約400件から550件に及んでいる。これらの終結数は、訪問裁判官によるなんらかの援助を反映したものである⁽¹⁸⁾。4年間のデモンストレーション期間において、刑事事件の提訴数はかなり減少したが(表1参照)、その結果、この地区は現在1裁判官あたりの刑事重罪事件提訴数において、94地区中71位にランクされている。

(表1)

ウエストヴァージニア州北部地区において提起された訴訟事件(90-95会計年度)⁽¹⁹⁾

統計年	提訴された訴訟事件			1裁判官あたりの提訴数	
	計	民事	刑事	実際	加重値
1990	721	546	175	361	455
1991	653	513	140	218	250
1992	819	588	231	273	391
1993	748	642	106	249	260
1994	636	516	120	212	255
1995	701	597	104	234	297

Reproduced From DONNA STIENSTRA ET. AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 258(1997).

訴訟事件の提訴数は、我々に裁判所の負担を指し示す一方で、より妥当な基準とは、1裁判官あたりの提訴数の加重値 (weighted filings) であり、それは、異なった種類の民事及び刑事事件に関する相対的な負担をさし示すものである。表

(18) See Report of the Advisory Group to the United States District Court for the Northern District of West Virginia 7-8. DONNA STIENSTRA ET. AL., *supra* note(16), at 258 n.184.

(19) Source : Administrative Office of the U.S.Courts, Federal Court Management Statistics, 1995.

ウェスト・ヴァージニア州北部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価⁽¹⁾

1が示すように、裁判所における提訴数の加重値は、実際の提訴数よりも全体として高いが、提訴数の加重値は、1裁判官当たりの提訴数の加重値である全国の平均値448件と比較すると依然として低い。すなわち、1995年では、裁判所は、提訴数の加重値に関して94地区中84位に位置した。

表2は、ウェスト・ヴァージニア州北部地区連邦地裁における主要な民事事件の類型を示している。提訴されたものの内上位の2種類の事件は、在監者訴訟と不法行為事件であり、全国的な統計上の事件の割合と一致している。裁判所における契約事件の割合（18%）は、全国平均の12%よりも高い一方、市民的権利に関する事件の割合（11%）は、全国平均（15%）よりも、若干低い⁽²⁾。

(表2)

提起された民事訴訟事件の主要な事件類型（95会計年度）⁽²⁾
ウェストヴァージニア州北部地区

訴訟事件の種類	民事訴訟事件数に占める割合
在監者訴訟	28.0
不法行為	21.0
契 約	18.0
市民的権利（Civil Rights）	11.0

Reproduced From DONNA STIENSTRA ET. AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 259(1997).

2. デモンストレーション計画の設計：方法および理由

1991年に、裁判所および民事司法改革法上の諮問グループが、裁判所におけるデモンストレーション計画の設計を始めた時、彼らが負った制定法上の義務は、「代替的紛争解決を含め、民事訴訟における費用と遅延を減少させるための様々な方法を実験すること」（Judicial Improvemrnts Act of 1990, Title1, Sec. 104）であった。以下では、裁判所に対する諮問グループの報告書、および諮問グループ

⁽²⁰⁾ DONNA STIENSTRA ET.AL., *supra* note(16), at 258

⁽²¹⁾ Source : Administrative Office of the U.S.Courts, Federal Court Management Statistics, 1995.

議長、裁判所職員、および裁判官らとの面接に基づいて、彼らが行った作業を述べることとする²²⁾。

他のデモンストレーション地区とは対照的に、北部地区デモンストレーション計画の核心的部分は、民事司法改革法が制定されるかなり以前から(実際には、1987年以来)、裁判所において存在した。1987年10月、北部地区は、ウェスト・ヴァージニア州弁護士会の協力により、和解週間計画を実行した。この計画によれば、選択された民事事件が、和解週間に指定された特定の週の間、ボランティアである弁護士中立人による調停に付託された。それぞれの和解週間において、付託されたすべての事件について、裁判所庁舎における調停セッションが予定された。その時点でのこの計画の目的とは、民事訴訟の未済事件数を減少させることであった。これらの和解週間は、1987年から1990年の間は、年に一度または二度開催された²³⁾。

(1) 考慮された問題点と諮問グループが行った推薦

裁判所の訴訟処理件数に関する状態を調査した後、諮問グループは、裁判所に対する報告書において、この地区における民事事件の処理期間は、全国的な数値と比較してかなり長い、と報告した。諮問グループは、この問題が、主として多数の刑事事件表と、民事事件よりも刑事事件を優先して配点する迅速審理法(Speedy Trial Act)に起因するものとした²⁴⁾。諮問グループによれば、裁判所は、民事事件に対して確定的な審理期日を設定することができなかったため、他の審理前の事項についての期限(例えば、ディスカヴァリの完了およびモーションの裁判の期日)がしばしば延長され、訴訟事件を事件表上遅延させた。さらに、民事および刑事事件の双方の処理を援助するため、訪問裁判官がしばしば招聘されたが、諮問グループは、この訴訟実務がしばしば裁判費用を増加させた、と考えた。なぜならば、訪問裁判官のスケジュールに配慮して、当事者は急に審理期日とその他の期限を知らされ、審理がしばしば本来の裁判の期日から離れて

(22) 調査及び資料収集過程の詳細については、補遺Aを参照。

(23) DONNA STIENSTRA ET.AL., *supra* note(16), at 259

(24) See Report of the Advisory Group to the United States District Court for the Northern District of West Virginia 9. DONNA STIENSTRA ET.AL., *supra* note(16), at 259 n.188.

開かれたからである²⁵⁾。

諮問グループは、この地区における訴訟遅延と裁判費用を減少させるための重要な点は、裁判所が民事事件表に関する「コントロールを回復する」ことであると結論づけた²⁶⁾。

この目標の達成を効果的なものとするため、また裁判所が代替的紛争解決についてのデモンストレーション地区として指定された点に鑑み、諮問グループは、「民事事件表上の問題の解決手段としての、この地区における和解週間の成功とその承認」に基礎を置いた計画を発展させた²⁷⁾。

諮問グループが提案した計画は、幾つかの要素を含んでいた。第一に、民事司法改革法の提案に従い、諮問グループは、類型別事件（訴訟）管理制度（system of differential case management）を推薦した。詳細に述べると、諮問グループは、民事事件が、事件（訴訟）管理のために以下に述べるような三種の類型に分けられるべきものとされた。すなわち、

①第1類型（または行政事件）。これは、これまでと同様、それらについて裁判の準備が整うまで、その大部分が書記官事務所で処理される事件である。

②第2類型（標準事件）。これは、初期ディスクロージャーとディスカヴァリの期限に服するものであり、またこれらの期限の遵守につき書記官事務所の監督に服する事件である。

③第2類型（複雑事件）。これは、当初から積極的な裁判所の管理がなされる事件であり、これには答弁書の提出の日から45日以内に開催されるスケデューリング協議（Scheduling Conference）が含まれ、この協議では、配点を受けた裁判官は、ディスカヴァリおよびその他の審理前の活動を、その事件における特別な必要性に適合するように実施する²⁸⁾。

第二に、諮問グループは、裁判所が、その当時検討されていた連邦民事訴訟規則に倣い、ディスクロージャー（disclosure：必要的開示）を要求する地方規則

²⁵⁾ See Report of the Advisory Group to the United States District Court for the Northern District of West Virginia 8. DONNA STIENSTRA ET.AL., *supra* note(16), at 259 n.189.

²⁶⁾ See Report of the Advisory Group to the United States District Court for the Northern District of West Virginia 32.

²⁷⁾ *Id.* at 34.

を採用することを推薦した。ディスクロージャーを通して、諮問グループは、訴訟事件がより迅速に、ADRへの付託に適すると考慮される段階に達するものと考えた²⁸⁾。

第三に、諮問グループは、当事者がその他のいくつかの代替的紛争解決方式に合意し、裁判所がそれについて承認しない限り、和解週間の計画がディスカヴァリの完了した全ての民事事件に拡張されるべきであることを推薦した。また、その訴訟事件を和解週間の協議に付託することを要求することにより、なんらの有益な目的にも奉仕しないと裁判所が判断した場合も、その訴訟事件は付託を免除されるであろう。また、諮問グループは、和解週間が、過去のように時折利用されるのではなく、定期的に少なくとも年三回開催されるべきであると推薦した。諮問グループは、訴訟事件の調停への付託は、「大部分の民事事件が、全国的にもかつこの地区においても、事実審理の前に和解により終了しているという事実」と一致している点を指摘し、また調停による和解週間 (mediation settlement week) の目的は、「和解協議とその過程を促進することである」、と説明した²⁹⁾。

第四に、和解週間を免除された事件、または和解週間の結果として和解により終了しなかった事件については、その計画は、審理前の命令の発令または審理前協議の期限、および事実審理の確定的な期日の設定を定めた³⁰⁾。

諮問グループによれば、この計画全体の目標とは、ディスカヴァリに焦点を合わせようとする動機を提供し、またディスカヴァリの完了と、代替的紛争解決手続への訴訟事件の付託との間の「結合」を提供するということであり、もし和解

²⁸⁾ DONNA STIENSTRA ET.AL., *supra* note(16), at 260. 類型別事件管理計画については、ミシガン州西部地区連邦地裁と、オハイオ州北部地区連邦地裁が、デモンストレーション地区としてこの方策を採用し実施した。この点について、森英明「アメリカ連邦地方裁判所における民事訴訟運営の実情—ミシガン東部、西部地区連邦地方裁判所での見聞を中心に—」法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』91頁以下(1997年)、及び拙稿「ミシガン州西部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価(1)・(2完)」国土館大学比較法制研究24号87頁(2001年)・25号1頁(2002年)、及び同「オハイオ州北部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価(1)・(2完)」国土館法学34号1頁(2002年)・35号45頁(2003年)を参照。

²⁹⁾ *Ibid.*

³⁰⁾ See Report of the Advisory Group to the United States District Court for the Northern District of West Virginia 36.

³¹⁾ DONNA STIENSTRA ET.AL., *supra* note(16), at 261.

に向けられた努力が不奏功に終わったときは、確定的な審理期日が設定されることを予想したものであった³²。

(2) 和解週間制度の設計に際しての裁判所の役割と目標

裁判所は、和解週間計画の当初の設計と実行について深く関わっており、またその計画について数年間の経験があったので、その計画の公認と拡張は裁判所によりすでに合意されたものであった。1987年およびその後の1991年において、和解週間計画を採用した第1の理由とは、当事者（訴訟当事者およびその弁護士）を集合させ、彼らの訴訟事件について協議させ、情報を交換させ、かつより早期に和解協議に従事させることによって、民事事件をより一層迅速に解決するということであった。裁判官らは、一般に、和解週間計画の明確な目的とは、和解を通して、より早期の訴訟事件の解決を促進することである点に同意した。ある裁判官が述べたように、「この計画の目的が和解であることに、誰も異論を差し挟まない」のである³³。

当事者に生じ得る費用の節約という点での、和解週間計画の一つの重要な側面とは、調停人が無償で（pro bono）活動する、すなわち調停人は裁判所や当事者から報酬を支払われない、という点である。裁判官や裁判所職員は、裁判所は、弁護士中立人への支払いを真剣に考えたことはまったくない、と述べた。そのうちの1人は、「ヴォランティアとしての活動は、日常的活動（culture）の一部となっている」、と述べ、他の1人は、「弁護士は、その活動を、お金ではなく知的満足のために行っている」、と指摘した。1人の裁判官は、特に大規模な事件では、裁判所が中立人に報酬を支払うことを望むであろう、と指摘した。諮問グループは、中立人への報酬支払いについて、推薦を行わなかった³⁴。

訴訟の進行ごとに（on an ongoing basis）調停を実施するのではなく、長い間隔において和解週間を開催することの合理性に関する質問については、ある裁判官は、和解週間は弁護士に便宜を提供するのであり、彼らが他の裁判所での訴訟

(32) *Ibid.* See also Report of the Advisory Group to the United States District Court for the Northern District of West Virginia 36.

(33) DONNA STIENSTRA ET.AL., *supra* note(16), at 261.

(34) *Ibid.*

事件表における予定を立てやすくする、と説明した。もう1人の裁判官は、和解週間が「非常に友好的な」環境を生み出す、と述べた。「弁護士らはホールで会談し、多くの事項が達成される」、とその裁判官は述べた。「それは、ちょうど地方の州裁判所における旧式の事件表上の呼出し(calls)のようである」⁽³⁵⁾。

裁判所はまた、類型別事件管理、標準民事事件における初期ディスクロージャー、および確定的な審理期日の設定を含めた、諮問グループの計画に関するその他の事項をも採用した。しかしながら、実際にデモンストレーション期間中に実行された諮問グループの計画に関する唯一の事項は、和解週間であった。裁判所は、ディスクロージャーに関する最終的な連邦規則の制定まで、初期ディスクロージャーの規定の実施を延期した。すなわち、1996年3月1日に制定された新たな地方規則において、裁判所は、連邦民事訴訟規則26条(a)項(1)の改正規則における初期ディスクロージャーの規定を採用した⁽³⁶⁾。その他の事項が実施されなかった理由は、明らかではない。ある裁判官は、デモンストレーション期間の開始時における刑事事件表の継続的な負担のため、裁判所がその計画を十分に実行することができなかったのであろうという点を示唆した⁽³⁷⁾。

3. 和解週間計画の概要

以下の報告は、北部地区における和解週間計画に焦点を絞る。和解週間協議(settlement week conference)の計画は、民事司法における遅延と費用の減少のための諮問グループの計画を採用するものとする裁判所の決定により、1991年12月18日に正式に実施された⁽³⁸⁾。

その計画によれば、和解週間協議は、定期的に、かつ暦年に3回以上開催するものと予定された。ディスカヴァリが完了したすべての民事事件は、対象から除

(35) *Ibid.*

(36) See LOCAL RULES OF CIVIL PROCEDURE 3.01 OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF WEST VIRGINIA(1996). なお、この地方規則は、2003年に改正され、現在では、地方規則26.01に規定されている。

(37) DONNA STIENSTRA ET.AL., *supra* note(16), at 262.

(38) 民事司法改革法(28U.S.C. § 474)に従い、裁判所の計画は、合衆国司法会議及び第四巡回区裁判官会議により承認された。DONNA STIENSTRA ET.AL., *supra* note(16), at 262 n.194.

外された一定の事件を除いて、裁判所の保持するリストから選ばれた中立的な弁護士調停人による和解週間協議に付託されるべきものとされた。ある訴訟事件が和解週間の対象から免除されるのは、当事者が、その他の代替的紛争解決方式の利用に合意し、かつ裁判所がそれに同意した場合である。これらの規定は、和解週間についての唯一の正式な規定であり、本稿の調査の対象となった期間中、効力を有した⁽³⁹⁾。

1996年3月1日、裁判所は、代替的紛争解決（調停計画—和解週間）に関連した民事訴訟地方規則5.01を含んだ、改正地方規則を採用した⁽⁴⁰⁾。この規定は、1991年の計画において定立された和解週間に関するほとんどの主要な要件を取り入れ、また和解週間の一部となっていた多くのインフォーマルなルールや実務を正式なものとして定めている。この規定は、調停計画は、配点を受けた司法官の選択した事件について必要的なもの（mandatory）とされる、と定める。それは、ある訴訟事件を調停に付託すべきか、またいつ付託すべきかについて裁判官が拠るべき基準を定めていない。ただ、当事者は、調停の申立てをすることができ、しかも相手方にその申立てを開示することなく行うことができる、と定めるにとどまる。それは、和解週間が開催されるであろう回数を明記していないし、調停セッションが、和解週間の間でのみ開催されるべきであることをも要求していない。

その規則は、調停人を「当事者が彼らの紛争の解決に至るよう援助できるような調停の技法について、専門的な訓練を受けた弁護士」と規定しており、彼らが調停を行う事件についてなら裁判をする権限を有しない⁽⁴¹⁾。

各調停協議は、2時間を予定しているが、いくつかはそれ以上またはそれ以下の時間をとっている。弁護士および当事者または拘束力を有する判断をなす権限を有するその代理人が、協議への参加を要求される。異なる調停人と異なる訴訟事件とは、異なるアプローチになじみやすい点を承認する一方で、その規則は、「一般に、調停手続は、調停人との合同の（すべての当事者および彼らの弁護士

(39) *Ibid.*

(40) なお、この地方規則は2003年に改正され、現在は地方規則16.06に規定されている。

(41) DONNA STIENSTRA ET.AL., *supra* note(16), at 262 .

と一緒の)または個別の(個別の当事者およびその弁護士のための)一連の協議を含む(地方規則5.01(c))⁴²、と定める。その規則はまた、調停セッションの間にいずれかの必要が生じたときは、司法官とコート・リポーターを利用することができるように「あらゆる努力がなされなければならない」(地方規則5.01(i))⁴³、と定める。特定の事件について、いくつかの調停協議を開催することができるかどうかについては、規則上はなんらの制限もない。

その計画は、秘匿性を強調している。調停人の身元は、調停協議が始まるまで開示されず、また調停人は、その協議においてなされたすべての会話を完全に秘匿すべきことを要求されている(地方規則5.01(a))⁴⁴。調停人が裁判所に対して報告することのできる、調停協議に関する唯一の情報とは、(1)協議が開催されたという事実、(2)その訴訟事件について和解が成立したかどうか、もし成立しなかったとすれば、(3)調停人がその訴訟事件についてさらに調停を行いたいと望むか、および(4)調停人は、その訴訟事件が通常の裁判所における審理前手続の下で続行されるべきであるか、あるいは裁判所におけるステータスまたは和解協議から利益を得ると考えるかどうか(地方規則5.01(e))⁴⁵、である。

4. 和解週間計画の実施および維持

民事司法改革法施行前は、和解週間計画は、裁判所とともにその計画の設計に関与したロースクール教授により調整されていた。裁判所が、この計画をデモンストレーション計画として採用した時点で、裁判所書記官が、計画の運営に責任を負うものとなった⁴⁶。

(1) 裁判所職員および裁判官の役割

和解計画の運営に関しての裁判所書記官の責任には、和解週間協議のスケジュール、裁判所における調停室(rooms)の予約(すべての和解週間協議が開催される場合)、訴訟事件への調停人の振分け、和解週間協議終了の時点での調

(42) この地方規則5.01(c)は、現在は地方規則16.06(c)に規定されている。

(43) この地方規則5.01(i)は、現在は16.06(i)に規定されている。

(44) この地方規則5.01(a)は、現在は16.06(a)に規定されている。

(45) この地方規則5.01(e)は、現在は16.06(e)に規定されている。

(46) DONNA STIENSTRA ET.AL., *supra* note(16), at 263 .

停人からの報告書の受領、が含まれる。この業務は、毎年三回開催される和解週間のそれぞれにつき、裁判所の四つの部のそれぞれについて行わなければならない点で、その複雑さが若干増している。

書記官が初めてその計画の運営に当たった時、とりわけ多くの協議が続行されあるいはそれらにつき再度のスケジュールがなされたため、これらの活動は多大の時間を要した。現在では、各裁判所所在地における書記官代理 (deputy clerks) により、書記官はその計画の運営に若干の援助を受けている。各所在地において担当にあたる書記官代理は、調停セッションを開くことのできる会議室を調整し、また Elkins における書記官代理は、和解週間計画の対象となる訴訟事件についての情報に関するデータベースを維持しており、調停人に対して、彼に振り分けられた訴訟事件を通知している。

その計画の下における裁判官の第1の責任とは、和解週間に付託する準備のできた事件表上の訴訟事件を確認し、それらの事件名を書記官代理に通知して、調停セッションのスケジュールを立てることができるようにすることである⁽⁴⁷⁾。

(2) 中立人名簿の維持

裁判所が最初に和解週間計画を確立したとき、裁判所は、調停人名簿のため、弁護士会の各構成員に募集を行い、ウェスト・ヴァージニア大学ロー・スクールおよび民間のコンサルタントと共同して調停人の訓練を実施し、ウェストヴァージニア法律家協会が調停人の訓練に関するCLE (継続的法学教育) 単位を付与することにより、同法律家協会の承認を受けた。裁判所は、そのときに作成された名簿に引き続き依拠すると同時に、裁判所外のロースクールおよびその他の計画により訓練を受けた他の調停人に依存しており、したがって、それ以上の訓練を行う必要はない、と考えた。それまでの和解週間計画と同様、調停人は、裁判所や当事者から報酬を受けないヴォランティアとして活動する⁽⁴⁸⁾。

(3) 和解週間制度において使用されたフォーム

和解週間制度に関して裁判所が使用したフォームには、以下のものが含まれる。すなわち、訴訟事件について和解週間の予定を定める命令書、調停につき再

(47) *Ibid.*

(48) *Ibid.*

度の予定が立てられた旨の通知書、追加的な調停の通知書、調停書面 (mediation statement) のフォーム、和解週間不出頭報告書 (調停人が、裁判所に対して予定された調停が実施されなかった旨を報告し、その理由を指摘)、および和解週間協議報告書 (調停人が、和解週間が実施されたことを報告し、その事件が和解により終了したか、追加的な調停を実施する必要があるか、あるいは、その事件を進行させるため裁判所による何らかの手段〔例えば、ステイタス協議または和解協議〕が取られるべきであると調停人が考えるかどうか、を指摘) である⁴⁹⁾。

(4) 和解週間に関する予算

書記官事務所によれば、96会計年度において和解週間に起因する予算総額に含まれたのは、3000ドル (職員の給与)、1150ドル (資料)、および2000ドル (和解週間を運営するための異なる部間の移動に要した職員の旅費) である⁵⁰⁾。デモンストレーション期間の開始以来、(中立人の) 訓練のための費用や、職員の給与及び旅費以外の費用は一切かからなかった。1事件当たりについてみると、過去4年間この計画を維持するために必要な費用は、和解週間計画に参加した事件一つにつき、およそ45ドルであった⁵¹⁾。

5. 実務における和解週間計画

和解週間計画を承認した1991年12月の一般命令 (general order) は、その計画に関する大まかな概略を定めた。本節では、和解週間が実務上どのように運営されたか、特に、どのように事件が付託されたか、付託の時期と数、依頼人の参加、調停書面の利用、およびセッション自体の特徴、が考慮される。

(1) 訴訟事件の和解週間計画への付託

1991年12月の裁判所の一般命令により承認された諮問グループの計画は、次のように定める。すなわち、「第1類型の民事事件およびこの規定により免除される事件を除いて、ディスカヴァリの完了したすべての民事事件は、『和解週間協

(49) *Id.* at 264.

(50) *Id.* at 264 n. 195. 連邦司法センターにファイルされている、1996年8月19日付けの C. Wimer 氏から D. Stienstra 氏宛の手紙に基づく。

(51) *Id.* at 264 n. 196. この数字は、96会計年における計画費用を5倍し、過去5年間に和解週間に付託された訴訟事件数で割ることにより算出された。

議』に付託されるものとする」。裁判所は、第1類型トラックおよび第2類型トラックへの訴訟事件の振分け (tracking) を行わなかったが、それにもかかわず、第1類型とされる事件 (在監者訴訟や社会保険訴訟) を和解週間から免除している。

残余の訴訟事件種類の範囲内において、和解週間のための特定の事件の選択が、裁判官により行われる。裁判官は、若干の例外はあるが、実質的に対象となるすべての民事事件が、少なくとも一つの和解週間協議に進行する、と報告した。一方または双方の弁護士が、しばしばその事件を和解週間の事件表におくよう求めたが、そのような要求のない事件も、同様に頻繁に和解週間に振り分けられている。ある裁判官は、和解週間への付託のための訴訟事件の選択は、「調停人は報酬を受けないので、調停人の時間を浪費しないように」、慎重になされなければならないことを強調した⁵²。

何人かの裁判官が和解週間を免除した事件類型には、終局的判断を求めるモーション (dispositive motions) が係属中の事件や、高度に洗練された (sophisticated) 当事者や複雑な法律上の争点を有する事件が含まれている。裁判官は、事件の種類を彼らが利用する基準の一つとしては認定しなかったが、付託手続の結果によると、不法行為事件が若干和解週間に付託される傾向が高い一方で、契約、市民的権利および労働事件は、若干付託される傾向が低い⁵³。

デモンストレーション計画の数年度中、裁判所は、10回の和解週間を開催し、もう一つは現在計画段階にある。1995年に、初めて裁判所は、その民事司法改革法上の計画に明記された年3回の和解週間を開催した。表3は、各和解週間に付託された事件数を示しており、その数が年毎に変動してきたが、全体としてかなりの数の事件が和解週間に付託されたことを示している。これらの付託は、692件にのぼる。

⁵² DONNA STIENSTRA ET. AL., *supra* note(16), at 264.

⁵³ *Id.* at 265 n.197.不法行為事件では、54%が和解週間に付託され、契約事件では40%、市民的権利に関する事件では39%、労働事件では44%が、和解週間に付託された。本稿では、カイ二乗分析 (Chi-square analysis) により、 $p < .05$ (or less) の水準で重要であるとされる相違のみが報告される。

(表3)
 和解週間の数及び付託された訴訟事件の数(1992-1996年)⁵⁴
 ウエストヴァージニア州北部地区

和解週間	付託された 訴訟事件数	和解週間	付託された 訴訟事件数
1992 夏	130	1995 春	52
		夏	61
1993 春	129	秋	51
秋	114		
		1996 春	56
1994 春	88	夏	52
秋	54	秋	53
		計	840

Reproduced From DONNA STIENSTRA ET. AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 265(1997).

これらの事件が、和解週間の対象となり得る事件のうちどの程度の割合を占めるかは、計算が難しい。なぜなら、その適格性自体が裁判官により異なるからである(後述参照)。弁護士に対する我々の調査資料によれば、争点に達した事件の41%が、最終的に和解週間に付託されたことが示唆される。ディスカヴァリが完了した事件、または事実審理の期日が予定された事件(2名の裁判官が使用した適格性の判断基準)の付託の割合は、かなり高いであろう⁵⁵。

弁護士に対する調査資料はまた、付託がなされた事件のうち、85%の事件が和解週間調停セッション(settlement week mediation session)に参加した。そのセッションに参加しなかった事件は、一般に、和解、終局的判断を求めるモー

(54) *Id.* at 265 n.198.各和解週間に付託された訴訟事件の数は、2回または3回付託されたものを含め、和解週間に付託されたすべての訴訟事件を含む。517件が1回だけ付託され、101件が2回、16件が3回、そして5件が4回付託された。総じて638件の事件が、デモンストレーション期間中に付託された。裁判所の有する資料に基づく。

(55) *Id.* at 266 n. 199. 付託事件及び非付託事件が終結した時期についての調査によれば、より高い割合の非付託事件が非常に早期に終結したことが示された。しかし、事件数が非常に少ないため、統計上の重要な相違を示すような比較はできなかった。

ション (dispositive motion) に関する裁判、または和解週間協議開催前の差戻し (remand) により終了した⁽⁵⁶⁾。

(2) 和解週間への付託の時期

諮問グループの計画は、訴訟事件がディスカヴァリの完了後に付託されるであろうと考えたが、実務上は裁判官が訴訟事件を和解週間に付託する時期については、裁判官の間に若干の相違がある。ある裁判官は、訴状及び答弁書が提出され、ある一定のディスカヴァリが行われた後に、できるだけ早期に付託を行っている。もう1人の裁判官は、ディスカヴァリが完了するまで付託を待ち、さらに他の裁判官は、事実審理の期日を設定された事件のみを付託しており、その結果、当事者は、事件について教育される (educated) 機会を有した。すべての裁判官が、予定されている和解週間の間にすでに調停に適した事件を有する場合がある。このような場合には、裁判官は、裁判所における弁護士中立人の1人による調停の準備を試みており、次に予定される和解週間まで、その事件を待たせようとはしていない⁽⁵⁷⁾。

(3) 和解週間の対象となる事件につき開催された調停協議の回数

調査が実施された弁護士のうち66%の弁護士が、彼らの担当した事件は一回のみの和解週間協議に関与したと指摘した。ほぼ三分の一 (30%) の弁護士が、2回の和解週間に参加したと述べ、4%の弁護士が、3回以上の和解週間協議に参加した、と述べた⁽⁵⁸⁾。

(4) 依頼人の参加

依頼人は、和解週間セッションへの参加を要求されており、裁判官および裁判所職員は、この要件に対する例外はほとんど存在しない、と指摘した。この点は、和解週間に参加した弁護士の99%が、彼らの依頼人は自らまたは電話で和解週間セッションに参加したと指摘した、弁護士に対する調査の結果と一致している。大多数の弁護士 (92%) が、依頼人は自ら参加した、と報告した⁽⁵⁹⁾。

(56) *Id.* at 266.

(57) *Ibid.*

(58) *Ibid.*

(59) *Ibid.*

(5) 調停書面の利用

諮問グループの計画や和解週間計画に適用される地方規則は、調停書面の準備を要求していないが、2名の裁判官は、当事者が、和解週間協議に先立ち書面を準備することを要求している。その書面は、その事件の概要や当事者の和解に対する態度を知らせ、調停人と配点を受けた裁判官に提供される⁶⁰⁾。

(6) 和解週間セッションの説明

裁判所を訪問した期間、連邦司法センターでは、8名の異なる調停人の下での、15の和解週間セッションに参加した。また連邦司法センターでは、特に、傍聴したセッションがどの程度典型的なものであるかを判断するため、調停人に対する面接を行った。センターが傍聴したセッションは、必ずしも一般的に和解週間セッションを代表しているものではなかったことを承認しつつ、本節では、和解週間調停の一般的な手続が端的に述べられる。

すべての調停セッションが、裁判所内で、すなわち、通常は陪審員室または会議室で開催された。双方の依頼人が一般的に(常にはないが)出廷し、それは自ら出頭するのではなく電話による場合もあった⁶¹⁾。

通常、すべての当事者の代理人および弁護士が、協議の開始の時点において一室に集合した。そのセッションは、調停人がセッションの進行や調停人の役割を説明し、調停手続の秘匿性を強調することにより開始された。例えば、ある調停人は、もしその事件が調停により解決されず、引き続き通常の訴訟の過程を辿る場合は、「あたかもこのセッションは全く存在しなかった」ように扱われるであろう、と指摘した。別の調停人は、もしその事件が引き続き訴訟手続において進められるならば、彼はそのセッションにおいて利用したノートを破棄するであろう、と説明した。先に調停セッションを経ている事件については、調停人の導入的説明は、一層短かった⁶²⁾。

調停人による最初の意見に引き続き、一般に、当事者の弁護士による端的な冒頭の陳述がなされるが、それは、通常、各当事者の主張の長所に焦点を当てたも

⁶⁰⁾ *Ibid.*

⁶¹⁾ *Id.* at 267.

⁶²⁾ *Ibid.*

のである。次に、調停人は、各当事者との一連の個別の面接 (caucuses) を実施し、それは原告側から開始された。これらの面接において、調停人は、当事者の主張の長所と弱点について議論し、長所と弱点は何かについての彼 (彼女) 自身の意見を披露した (例えば、「私は、あなたの主張の長所の1つは損害賠償額の点にある、と考える」、「原告は、最も健全な人間であり、陪審は、彼女を初日から [全面的に] 信用するであろう」、「あなたは、法律上の多くの手段を有する」)。調停人は、一般に、彼が相手方当事者に提示することのできる和解のための要求またはその申出に関する具体的な金額を、当事者に引き出させようとした⁶³。

多くの調停は、各当事者との1回または2回の面接を含み、その後、当事者は、調停人とともに一室に集合した。1つまたは2つの事件は、この時点で和解により終了しようとしていた。その他の事件、とりわけディスカヴァリがほとんど完了していなかった事件は、和解のための協議の準備ができていないように思われ、この点は調停人と弁護士により承認された。これらの事件では、当事者は、調停人の援助により、その事件について次の段階になされるべき事項 (例えば、一層の特定の情報の交換、またはディスカヴァリもしくは終局的判断を求めるモーションの提起の期限の設定) について議論した。そのセッションに要した時間は、1時間から2時間であった⁶⁴。

6. ウェスト・ヴァージニア州北部地区連邦地裁における事件(訴訟)管理手続

前述のように、民事司法改革法は、訴訟の遅延および費用の高額化を防止するための方策として、代替的紛争解決手続のほか、裁判所による早期の事件管理、ディスカヴァリの管理、および類型別事件管理手続を規定した。そこで、本節では、ウェスト・ヴァージニア州北部地区連邦地裁の民事訴訟地方規則 (Local Rules of Civil Procedure) において定められた、裁判所の事件管理手続について概観することにする。

(1) 当事者の会合協議義務 (Obligation of the Parties to Meet)

⁶³ *Ibid.*

⁶⁴ *Ibid.*

当事者は、可能な限り直ちに、かつスケジュールリング協議の期日から少なくとも21日前に、直接または電話により会合し、連邦民事訴訟規則16条および26条(f)項に定めるすべての事項について協議し報告を行うものとし、かつ、当事者は、①民事訴訟地方規則16.01(d)項〔以下、地方規則と呼ぶ〕に従い、その事件が複雑であり、一回または数回の事件管理協議を通して、個別的なかつその事件に固有な方法で管理を行うことに適しているかどうかを検討し、もしそうであるとした場合、裁判所が考慮できるように第一回の協議が開催可能な3つの日時を提案し、②もし可能であれば、プリーディングにおいて詳細に主張された争いある事実について合意し、③マジストレイト裁判官による審理に対する同意について検討し、④地方規則16.05における代替的紛争解決手続を検討し、かつ⑤スケジュールリング協議において協議されるべき項目の一覧表を準備すべきものとされている(地方規則16.01(b))⁶⁵。

(2) 当事者の会合に基づく報告書面の提出義務 (Written Report on the Meeting of the Parties)

上述の会合に出席している弁護士及び代理されていないすべての当事者または代理されている当事者は、スケジュールリング協議期日の14日前までに、共同してその会合に基づく報告書面を提出する義務を負う。当事者間において見解の相違している事項は、当事者の会合報告書面において、個別に示されかつ説明されなければならない。審理前のスケジュールおよびディスカヴァリならびにディスクロージャーの計画についての当事者の提案は、裁判所に対して、特定の審理前の段階の完了に必要とされる時間についての最良の見積もりを助言するものでなければならない。当事者の会合報告書面は、司法官によりもっぱら助言的なものとして考慮されるべきである。もし、報告書面の提出期間後に、司法官がスケジュールリング協議は不要であると判断したときは、それは取り消され、スケジュールリング命令を発令することができる(地方規則16.01(c))⁶⁶。

(3) スケジュールリング協議 (Scheduling Conferences)

司法官の命令によりスケジュールリング協議が予定されなかった場合、または地

⁶⁵ See LOCAL RULES OF CIVIL PROCEDURE 16.01(b) OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF WEST VIRGINIA (2003)[hereinafter LR Civ P].

方規則16.01(c)項により取り消された場合を除いて、司法官は、当事者が同規則(b)項に従い会合したかどうか、あるいは同規則(c)項に従い報告書面を提出したかどうかにかかわらず、同規則(a)項に定められた期間内に、スケデューリング協議を開催しなければならない。スケデューリング協議は、電話により開催することができる。スケデューリング協議において、司法官は、当事者の提出した報告書面を検討し、弁護士が彼らの会合において検討することを義務付けられかつスケデューリング命令において示されるであろう期限及びその他の事項について協議しなければならない。

スケデューリング協議（第一回目の協議が開かれたときは、第二回目の協議）において、またはスケデューリング協議が取り消された時は報告書面の提出期間後に、司法官は、その事件が複雑であるか、または個別的なかつその事件に特有な方法で注意深くかつ慎重に管理を行うことが適当かどうかを判断しなければならない。司法官は、スケデューリング命令において、そのような特徴を有する事件を、民事訴訟地方規則16.02に基づく一つのまたは一連の事件管理協議に付することを検討しなければならない。事件が事件管理協議に付される場合、スケデューリング命令は、同規則16.01(e)項にもかかわらず、期限の設定および最初の事件管理協議までに待つことが適切でない事項に限定することができる（地方規則16.01(d) ⁶⁶）。

(4) スケデューリング命令 (Scheduling Orders)

スケデューリング協議に続き、またはスケデューリング協議が取り消された場合は、報告書面の提出期間経過後すぐに、またはいずれにしても被告の出廷から90日以内、かつ訴状の被告への送達から120日以内に、司法官は、連邦民事訴訟規則16条(b)項に従いスケデューリング命令を発令しなければならない。その命令

⁶⁶ LR Civ P 16.01(c).カリフォルニア州北部地区連邦地裁では、この書面は、共同の事件管理書面 (Joint Case Management Statement) と呼ばれている。この点について、拙稿「カリフォルニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の評価－連邦司法センターによる事件管理計画の評価を中心として－」 国土館法学31号11頁を参照。

⁶⁷ LR Civ P 16.01(d).カリフォルニア州北部地区連邦地裁では、この協議は、事件管理協議 (Case Management Conference) と呼ばれている。拙稿・前掲注⁶⁶国土館法学31号13頁を参照。

は、当事者に対して連邦民訴規則16条(b)項の使用する「ディスカヴァリを完了する」という用語は、次のような意味を有することを助言しなければならない。すなわち、それは、すべてのディスカヴァリ、異議申立て、ディスクロージャーまたはディスカヴァリの強制を求めるモーション (motions to compell)、およびディスカヴァリに関するその他のすべてのモーション及び答弁は、異議を申し立てまたは答弁を行う当事者が連邦民訴規則に従い応答する機会を有するように、適時に提起されなければならないという意味である (地方規則16.01(e))⁶⁸。

(5) 事件管理協議 (複雑事件) (Case-Management Conferences in Complex Cases)

複雑事件において開催される事件管理協議は、以下の権限を有する司法官により主催される。司法官は、民事訴訟地方規則16.01(e)が要求するスケデューリング命令を発令するため、和解の可能性を調査し、主張における重要な争点を確定し、明確なディスカヴァリのスケジュールおよび計画を準備し、モーション提起の期限及びそれらの裁判についてのスケジュールを定める等の行為を行うことができる (地方規則16.02(a))。司法官は、代理人及び代理されていない当事者に対して、事件管理協議の開催前に会合し、以下の書面を準備するよう求めることができる (地方規則16.02(b))。これらの書面には、当事者が事件管理協議において検討すべきであると考える事項、および事件が定められた期限内にかつ一定の審理前の段階に従い進行しているかどうかに関する報告書が含まれる。司法官は、適切であると思われる回数の事件管理協議を開催することができる (地方規則16.02(c))。事件が複雑事件でないときは、この事件管理協議ではなく、次の審理前協議が開催される⁶⁹。

(6) 審理前協議 (非複雑事件) (Pretrial Conferences in Non-Complex Cases)

スケデューリング協議及び最終審理前協議に加え、審理のために事件の配点を受けた司法官は、費用と遅延を減少させるのに適切であると司法官が判断した回数の審理前協議を開催ことができ、また当事者に対して、審理前協議に先立

⁶⁸ LR Civ P 16.01(e).カリフォルニア州北部地区連邦地裁では、この命令は、事件管理命令 (Case Management Order) と呼ばれている。拙稿・前掲注⁶⁶国士館法学31号14頁を参照。

⁶⁹ LR Civ P 16.02.

ち会合または協議することを要求することができる（地方規則16.03(a)）。審理前協議の後、司法官は、なされるべき行為を列挙した命令を発令しなければならない（審理前協議命令）⁷⁰。

(7) 最終審理前協議（Final Pretrial Conference）及び最終和解協議（Final Settlement Conference）

審理のために事件の配点を受けた司法官による別段の命令がない限り、訴訟代理人および代理人により代理されない当事者は、最終審理前協議期日の20日前までに、和解協議を行うために会合しなければならない。訴状に最初に記載されている原告側主任弁護士が、会合のスケジュールについてイニシアティブをとらなければならない。もし訴訟が和解に至らず、かつ反対の命令または合意が存在しない場合は、訴訟代理人及び代理人により代理されない当事者は、その会合において、連邦民事訴訟規則26条(a)項(3)に定めるすべての必要的開示を行わなければならない。当事者は、審理前命令案を提出できるよう準備しなければならない。訴訟代理人及び代理人により代理されない当事者は、最終審理前協議において、彼らその会合において和解協議を行ったことを証明しなければならない（地方規則16.04(a)）。審理のため事件の配点を受けた司法官による別段の命令がない限り、代理人及び代理人により代理されない当事者は、最終審理前協議の遅くとも3日前までに、一定の事項を記載した審理前命令案を提出しなければならない（地方規則16.04(b)）。

審理のために事件の配点を受けた司法官は、最終審理前協議を主催しなければならない。最終審理前協議における協議事項は、審理前命令案における諸事項、及び連邦民事訴訟規則16条(c)項及び(d)項に規定された事項を含めたその他の適切な事項を含むものとする（地方規則16.04(c)）。最終審理前協議の後に、司法官は最終審理前命令（final pretrial order）を発令しなければならない。この命令は、明らかに不当な事項が発生するのを防止するためにのみ変更されなければならない（地方規則16.04(d)）。別段の命令がなされない限り、各事件において最終和解協議（final settlement conference）が開催されなければならない。この協議

(70) LR Civ P 16.03.

駒澤法曹第1号(2005)

は、司法官、代理人により代理されない当事者及び主任の訴訟代理人が参加してなされなければならない。各事件において当事者に代わり和解をなす権限を有する者が出頭し、または裁判所の許可がある場合は電話により参加しなければならない(地方規則16.04(e))⁽⁷¹⁾。

(71) LR Civ P 16.04.